

令和5年度第4回
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：令和5年(2023年)12月14日(木)

10時00分～12時00分

場所：滋賀県大津合同庁舎 7階 7-A会議室

出席委員：

17名中14名出席

会場出席：荒木委員、石田龍一委員、内海委員、平松委員、前畑委員、元山委員、上田専門委員、脇田専門委員

WEB出席：石田裕子委員、岸本委員、関根委員(代理 岡島様)、田中委員、畑田委員、中野専門委員

欠席：石川委員、家森委員、菊池委員

議題：

- (1) (仮称) 生物多様性しが戦略2024の原案について
- (2) 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第5次)の原案について
- (3) 琵琶湖国定公園に関する公園事業(伊吹山自然再生事業)の変更について
- (4) 滋賀県立自然公園条例の改正予定について(報告)

配布資料：

- ・次第
- ・委員名簿、配席表
- ・議題(1) 資料1-1～1-3
- ・議題(2) 資料2-1～2-6、参考資料2-1
- ・議題(3) 資料3-1～3-4、参考資料3-1
- ・議題(4) 資料4-1、4-2

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、令和5年度第4回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は17名中14名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・琵琶湖環境部長が挨拶を行い、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・議題について審議がなされた。

議題(1)：(仮称) 生物多様性しが戦略2024の原案について

<事務局から(仮称)生物多様性しが戦略2024の原案について説明を行った>
事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

関係人口も含めて個人の行動計画を考えると、琵琶湖をはじめとする滋賀県の自然環境を利用している人は、下流域の人の方が滋賀県民より多い。琵琶湖淀川水系の水という観点からは、下流域の人にも利用するとともに、下流域の人が観光等で滋賀県を訪れて、自然環境への負荷を与えていることもあるので、県内において個人の行動様式を啓発することも大事だが、積極的に滋賀県から特に大阪、京都といった下流域への情報発信も検討していただきたい。

事務局：

下流域への情報発信については、原案において確かにあまり強調した形になっていない。行動計画に取り入れられるかどうかも含めて検討したい。

下流域の方に限らず、利用者の方が地域のルールを知らないことにより、それを守ることができていない場合もあると考えられる。そういった観点から、P53の各主体の役割・連携において、個人・団体の役割の例として「地域のルールやマナーを守りながら自然に親しむ。」という内容を記載している。

委員：

前回の審議会で、企業の取組を促すに当たっては、企業にとってのやる気につながるインセンティブの仕組みが重要であると言及したが、今回の原案では反映していただけという印象を受ける。

P47の「活用⑤」の指標群として挙げられている「インセンティブとなる仕組みの導入状況」について、2025年に導入ということだが、ここでいうインセンティブは現時点でイメージがあるのか、それともこれから検討されていくのかを教えてください。

また、同様に指標群として挙げられている「しが生物多様性取組認証制度認証者数」の現状と目標値について、2022年の実績値が75者で2030年の目標値が100者になっているが、目標値が消極的すぎるような気がするので、検討いただきたい。

事務局：

目標値が野心的ではないというご指摘について、しが生物多様性取組認証制度の運用を来年度以降に見直したいと考えている。そうした予定もある中で、事務局としては、目標値を野心的にと考え100者としていたが、改めてご指摘を踏まえて検討したい。

具体的なインセンティブのイメージについて、ある程度の考えはあるが、まだ表に出せる段階ではない。

委員：

インセンティブの制度設計は、非常に重要であると思うが、今後審議会でインセンティブの仕組みについて議論する機会が出てくるということで良いか。

事務局：

今年度戦略を策定した後は、インセンティブの仕組みの具体化に係る内容を含め、戦略

に関する取組の状況を審議会に諮りながら進めていきたいと考えている。

委員：

P53の各主体の役割に係る個人・団体の例として、地域のルールやマナーを守るという話があった。このルールやマナーが知られていないのであれば、県民だけでなく滋賀県に来られる方も含めて、広めていただきたい。

P43の「散在性ごみ対策」の取組に係る指標については、環境美化運動参加者数となっているが、そもそも散在性ごみがなくなることが大事ではないかと思う。

P51で「地域や企業との連携」の取組が挙げられているが、地域の取組を掘り下げていくことが大切であり、「地域」ではなく「地域団体」という記載に修正すべきと考えられる。

P51において挙げられている「各市町の生物多様性地域戦略策定への支援」に係る取組の現状では、県内では地域戦略を既に策定しているのは2市となっているが、まだ地域戦略を策定していない市町の取組の情報は入っているのか。もし情報が入っていないのであれば、市町独自の取組もあると思うので、現在どのような取組をしているのかを知ることも今後の県の取組を進めていくうえでは大事かと思う。

前回の審議会で、森林づくりの取組で、針広混交林の話があったかと思う。除間伐だけでなく、そういった取組もあれば、生物多様性につながっていくと思う。

事務局：

「散在性ごみ対策」の取組について、ごみの量の定点観測調査も行われているが、散在性ごみ対策のための周知啓発の成果を測るものとして、指標は環境美化運動参加者数を挙げている。

「地域団体」は「地域」に含まれるものという認識だったが、御指摘を踏まえて修正する。

針広混交林については、森林部局において、経済林の資源循環を図っていくところと環境林として保全するところに分けて、ゾーニングをしながら進めているが、すべての指標を網羅的に記載することはできない。取組としては進めている。

市町の独自の取組については、計画策定において意見交換等もしていく際に、併せて独自の取組についてもできる限り把握をしていきたい。

委員

資料1-1の戦略の概要は、いろいろな人の目に一番触れるものかと思うが、非常に推敲されていて、とても分かりやすいと思った。一方、前回の審議会では、誰がどのように生物多様性に関わるのかが分かりにくいという意見があり、これを反映して戦略の本文中には「各主体の役割・連携」が記載されたが、戦略の概要には記載されておらず、広く一般に伝わりにくいと感じている。概要の6. 戦略の推進の箇所では、「みんなで保全に取り組む」という言葉でまとめられているが、「みんなで」というのは、はっきりしないので、位置づけ等のところで誰が取り組むものかという記載を入れてもらえると良いかと思う。

もう一つは、質と量の観点からどのように評価していくのかを検討していくことも大事ではないかと思う。戦略の行動計画においては、詳細に取組がまとめられているが、それらをどのような形で評価していくのかが見えにくい。評価の手法を具体的に「点検・評価」の

内容として記載されていると分かりやすい。

最後に、保護地域の表記の仕方について、少数点以下まで書かれているが、分かりやすさからいくと、+30%という目標に向かっていくときに細かい数字まで出さずにシンプルに記載した方が良いのではないかと。

事務局：

まず、「誰が」みんなで取り組むのかを明確化できないかという点については、形式的にはこの戦略は県が作る生物多様性地域戦略であるため、県になる。また、「各主体の役割・連携」については、生物多様性に関わる主体やその役割等が多様であることを踏まえ、戦略の本文には具体的に記載したものの概要には記載していなかったため、概要への記載も検討したい。

2点目の評価の手法については、基本的にはそれぞれの取組の指標の目標値として掲げられている値や状況を達成したかどうかという機械的なものとなる。しかしながら、それぞれの状態目標に対して、現状がポジティブな方向に進んでいるか、ネガティブな方向に進んでいるかといったことも踏まえつつ評価していくことが必要であると考えており、具体的に取組が進んでいく中でどのような評価をしていくべきかを審議会の御意見もいただきながら検討していきたい。

3点目の保護地域の表記の仕方について、あくまで事実関係として実態をそのまま記載しているという趣旨なので、ご理解いただきたい。

委員

3点目について、四捨五入して表記することは誤りではないので、分かりやすさなのか、正確な小数点まで大事なのかという点を検討いただきたい。

事務局

面積の表記については、0.1%であっても大きな面積になるため、0.4%を四捨五入して表記することには抵抗がある。国家戦略においても、精査されたうえで小数点1桁までの記載とされており、そこに合わせる形とし正確性を取りたい。

委員

数値化しにくいものについては、枠外に注意書きを加えるなどしてはどうか。

事務局

今回原案を作成するにあたって、可能な限り定量的な評価ができるよう調整に努めたが、定量的な評価ができないものも実際にある。例えば、P43の「伊吹山の保全」に係る取組については、現状の欄は未記載となっており、目標値の欄が来年度に「対策のロードマップを作成」としているが、このように現在進行形で内容を検討している取組については、その段取りを示すことしかできないものもある。また、県の各種関連計画においても、必ずしも定量的な目標を掲げていないものがある。そうしたものは定性的な目標にせざるを得ない。

こうした点を注釈で記載することについては、他の計画でも見たことがなく、事務局とし

ては控えたく、現在の記載のままとさせていただきたい。

委員

「各主体の役割・連携」において、「県民」ではなく「個人」という記載にさせていただいており、それでよいと思う一方で、流域住民というような琵琶湖淀川流域一帯というアイデンティティについては「個人」という言葉ではニュアンスが薄まってしまうようにも思われるため、なかなか難しいと感じた。何か良い表現がないかという意識を共有しながら、この戦略を下流域の人も含めて訴えかけていくことが必要だと改めて感じた。

もう一点は、P46の「活用②」の「文化的資産の保存・活用と生物多様性保全の連携」に係る取組概要では、文化的景観や棚田などを例示しているが、例えば、小原かごやヨシ松明、草履、草鞋といった伝統行事や生活文化を支える素材というのも、地域固有のものであればあるほど地域の生物多様性に根差している。それらの確保が難しいために行事の維持が危ぶまれるといったことがあるため、そういった部分の例示が入っても良いと思う。小原かごに関しては、その制作技術をただ1人受け継がれてきた方から、若い女性の方が継承しつつある。その継承保存のためには、素材となるイタヤカエデがあって、そこに入ることができ、またそれが自然共生サイトになるような森が確保されている必要がある。そういった伝統行事の生活技術を伝承するためにも必要な素材を確保するといった意味での文化的資産の保全活用ということを改めて感じた。

事務局

一点目の琵琶湖淀川水系の流域住民という考え方については、P53に記載できないとしても、例えば前の方の滋賀県のなりたちと特徴を説明する箇所に、下流域の関係人口等の記載を盛り込めないか検討したい。

二点目の小原かご等の素材に関しては、環境省が認定している自然共生サイトの基準の一つに伝統文化のために活用されている自然資源供給の場としての価値も掲げられていることも踏まえて、P46の「活用②」の表現を工夫したい。

委員

P43の全窒素の目標値だが、北湖が現状よりも高い数値になっている。ここでは汚染を軽減することを目標としているので、現状維持もしくはそれより低い値がいいと思うがいかがか。

事務局

湖沼水質保全計画に基づいて目標値が設定されているが、環境基準の達成を意図して設定されている部分があると思われる。現状、その基準を下回っているが、例えば、北湖は全窒素が0.20mg/l以下にすべきといった基準として設定されていると思われるので、所管課に目標値の趣旨を改めて確認する。

委員

前回の審議会でも申し上げたが、戦略という言葉は、作戦と戦術とそれを支える兵站がセ

ットになっているものを意味するが、行動計画の中では、県民等のそれぞれの主体が、行政と協力しながら生物多様性にどのように関わっていったらいいのかという具体的な姿が見えない。県民や民間企業の方が、この戦略を示してもらってもどのように活用してよいかわからない。具体の戦略をどのように整えていくかについては、琵琶湖環境部だけでなく、すべての部署が関わるべきことなので、全庁的に考えていただきたいと思う。

事務局

本戦略の行動計画では、幅広い部局にまたがる内容を調整して盛り込んでいる。また、戦略を作成して終わりということではなく、地域団体や企業等との連携を進めていくに当たり情報共有の場を設けるなどの仕掛けを盛り込んでいるつもりである。戦略を作成した後がスタートであると考えている、取組の進め方を含めて助言いただきたい。

全庁的な取組としては、来年度の県の施策を構築する方針を毎年度定めており、その中で、生物多様性の保全が来年度の新たな施策構築に向けての重要な柱の一つとして加わった。これに基づき各部局が取り組んでいるので、事務局からも各部局と連携しながらしっかりと取り組んでいきたい。

部会長：

この議題については、ここまでとしたいと思う。本日の審議で出た意見とその対応について事務局と調整のうえ、滋賀県知事に答申するが、賛成でよろしいか。

<全員賛成>

部会長：

全員賛成である。なお、答申に付す意見の文章の表現については、当職において事務局と調整するので、一任いただくようお願いする。

議題（２）：滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第５次）の原案について

<事務局から滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第５次）の原案について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

里山林が高齢化しているというのはどういう意味か。

事務局：

天然林についてはサルの生息地として重要なところと考えている。里山の樹木等が年数を経ることで、餌となるような実の供給が少しずつ悪くなっていく、というところで、里山の高齢化というような表現をしている。

部会長：

前回の質問にも対応いただいているので、他に質問は無いようである。この議題については、ここまでとしたいと思う。本日の審議をもって、滋賀県知事に答申することとしたが、賛成でよろしいか。

<全員賛成>

部会長：

全員賛成である。

議題（３）：琵琶湖国定公園に関する公園事業（伊吹山自然再生事業）の変更について
<事務局から琵琶湖国定公園に関する公園事業（伊吹山自然再生事業）の変更について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

公園事業区域図の削除区域は、特に環境への問題がないということで削除されるのか。

事務局：

今後事業の実施予定がないので、削除区域としている。

委員：

環境的に問題なければ、それで結構かと思う。

委員：

資料３－４の３ページ目に「ニホンジカによって壊された山頂周辺の獣害防止柵」という写真があるが、これはニホンジカによって壊されたのか。この柵は金属製か。

事務局：

山頂を約３kmにわたって柵で囲っているが、その大部分はネットである。ネットでは、シカに体当たりされたり齧られたりして、穴が開くことや倒れることがあるので、金属製にするなど、部分的に少しずつ柵の強化を進めている状況である。

委員：

この事業区域に追加された場合、どのような対策をして、どのような効果が期待できるのか。

また、今回でドライブウェイの周辺を区域から削除するとのことだが、道路の横に猛禽類を撮影される人が出ており、自然破壊になっている気もしなくもないが、安全面からも削除することが妥当なのかについて伺いたい。

事務局：

今回は、法に基づいて自然再生事業を行う位置や範囲についてご審議いただいている。県と市が自然再生に取り組む際、通常であれば、一つ一つの行為に対して許可を受けることが必要となるが、その範囲内で自然再生事業として行う場合は手続き上取組を推進しやすくなり、国の交付金の対象にもなる。

資料3-4の2ページ目の写真「南側斜面 5合目からの様子」のとおり、植生がなくなり土壌浸食が進んでいるため、写真撮影地点より上の部分全体を範囲に含められるように追加したい。

また、ドライブウェイ横で撮影する方々に対しては、こういった自然再生事業ではなく、周知啓発の取組が適していると考えている。これまでも看板の設置や地域の方々と連携して周知を行っており、今後もそのような形で対応していきたい。

委員：

この柵の高さはどれぐらいか。平地であれば、2m60cmくらいは飛び越える。5mm程度のフェンスはシカに破られる。また、金属柵でも積雪が多いとつぶれる。相当頑丈なもので作らないと、なかなかシカを止めることはできないと思う。

事務局：

この場所の難しさとして、積雪が多いため雪に耐えられる構造にしなければならない。また、人力で資材を搬入して山頂3kmにわたって柵を設置し、維持管理するのは大変な労力がかかる。課題が多くあり、試行錯誤を重ねており、改善策の一つとして柵の金属化などを進めている状況。

部会長：

この議題については、ここまでとしたいと思う。本日の審議をもって、滋賀県知事に答申することとしたいが、賛成でよろしいか。

<全員賛成>

部会長：

全員賛成である。

議題（4）：滋賀県立自然公園条例の改正予定について（報告）

<事務局から滋賀県立自然公園条例の改正予定について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

第1条の「県民の保健、休養および教化に資する」のような、古い言葉は直さないのか。

環境先進県としては直してもよいのではないか。

事務局：

今回の改正は、自然公園法の規定ぶりに合わせに行くものである。

委員：

自然観察等で湖東県立自然公園を活用しているが、20年ほど前に野鳥の森ビジターセンターが廃止され、さらにダム湖の耐震工事もあったりした中で、現在は以前ほど一般に活用されにくくなっている。また、湖東三山の自然歩道も最近はあまり整備されていない状況がある。利用拠点整備の制度を含めた条例改正だけでなく、県民が活用できる自然公園施設になるよう、充実策の検討もあわせてお願いしたい。

事務局：

今回改正する自然公園条例は、区域における規制を主な内容としている。かつて野鳥の森などで設置管理条例を作り、まさに公園施設として管理していたこともあるが、自然公園の利活用が現状十分にできていないことは、県も課題として認識している。現在、都市公園等も含めて県全体で公園の利活用を進めており、そこに自然公園の所管部局として参画しているので、全ての自然公園とはいかないが、できそうな所から検討していきたい。

部会長：

では予定された議題は終わり、また、新たなご意見等も無いようなので、以上としたい。皆様方には円滑な議事の進行に御協力いただき感謝申し上げます。進行を事務局にお返しする。

事務局：

本日は長時間に渡り、議論いただき感謝申し上げます。

今年度予定している自然環境部会は今回で終了となる。

これにて、令和5年度第4回滋賀県環境審議会自然環境部会を終了する。